報告書及び文書受領

六月二十一日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十二年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十三年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。

裁判官訴追委員会

委員長職務代行者就任

委員長前原誠司六月二十一日より海外出張不在中、裁判官弾劾法第六条第二項により、左の者が委員長職務代行者に就任した。

裁判官訴追委員会委員長職務代行者　松野　信夫

国立国会図書館

○国立国会図書館規程第一号

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年六月二十三日

国立国会図書館長　長尾　**真**

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程（平成十四年国立国会図書館規程第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「資料提供部及び主題情報部」を「利用者サービス部及び電子情報部」に改める。

第二条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条第四号中「とする図書館資料」の下に「（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法（以下「電磁的方法」という。）により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの（以下「インターネット資料」という。）を除く。以下同じ。）」を加え、同条第六号中「前条第十七号」を「第七条第一号」に改め、同条第八号中「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法」を「電磁的方法」に改め、「。以下同じ」を削る。

第四条第十四号中「こと」の下に「（電子情報部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第六条及び第七条を次のように改める。

（利用者サービス部の事務）

第六条　利用者サービス部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　収集資料及び電子情報等に係る図書館奉仕（収集資料以外の図書館資料に係るレファレンスを含む。）の企画及び当該図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。

二　東京本館（収集資料及び電子情報等に係る図書館奉仕を提供するための館の施設であって東京都に置かれたもののうち、国会分館及び支部図書館を除いたものをいう。）における図書館奉仕の提供に関する事務の総括に関すること。

三　収集資料（局、関西館及び国際子ども図書館に所属するものを除く。）に係る保管、保存及び図書館奉仕の提供に関すること。

四　複写に係る図書館奉仕の企画及び当該図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。

五　収集資料（国際子ども図書館に所属するものを除く。）の複写に関すること。

六　図書館資料及び電子情報に係るレファレンスに関すること。

七　特定の主題に係る図書館資料及び電子情報の選書又は選定に関すること。

八　特定の主題に係る図書館資料及び電子情報又は特定の図書館資料の書誌又は目録の作成及び提供に関すること。

九　地図、古典籍資料、憲政資料その他館長が定める収集資料の整理に関すること。

十　利用者サービス部所属の閲覧室等における電子情報等に係る図書館奉仕の提供に関すること。

（電子情報部の事務）

第七条　電子情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて館が発信する情報を用いて行う図書館奉仕の企画及び実施の調整に関すること。

二　前号に規定する図書館奉仕に関する図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること。

三　収集資料の電磁的方法による保存に関する計画の策定及び実施の調整に関すること。

四　第一号に規定する図書館奉仕並びに電子情報等の収集及び保存に関する情報通信の技術に係る方式の標準化に関すること。

五　情報システムに係る事務の総括に関すること。

六　情報システム（第九条第二項第三号に規定するものを除く。）の整備及び管理に関すること。

七　情報システムに関する調査及び研究に関すること。

第九条第二項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第二条第十七号」を「第七条第一号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　館長が定める情報システムの整備及び管理に関すること。

第十条第二項第一号中「、庁内の管理及び情報システム」を「及び庁内の管理」に改める。

附　則

この規程は、平成二十三年十月一日から施行する。

○国立国会図書館規則第三号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年六月二十三日

国立国会図書館長　長尾　**真**

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款　資料提供部（第四十九条―第六十三条）」を「第五款　資料提供部（第四十九条―第五十五条―第五十四条）　第六款　主題情報部（第五十五条―第五十九条―第六十三条）　第六款　利用者サービス部（第四十九条―第五十七条）　第六款　電子情報部（第五十八条―第六十三条）」に改める。

第一条中「七課」を「六課」に改め、第六号を削り、第七号を第六号とする。

第三条第一項第三号から第六号まで及び同条第二項から第五項までを削る。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第二十五条第三号中「（連携協力課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第二十六条第七号中「電子図書館による奉仕」を「インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を通じて館が発信する情報を用いて行う図書館奉仕（以下「電子図書館による奉仕」という。）」に改める。

第二十七条第二号中「の企画及び開発」を「に関する事務の調整」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第四十条から第四十三条までの規定中「主題情報部」を「利用者サービス部」に改める。

第四十四条第一号中「こと」の下に「（電子情報部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第一章第一節第五款及び第六款を次のように改める。

第五款　利用者サービス部

（利用者サービス部の分課）

第四十九条　利用者サービス部に、次の八課を置く。

一　サービス企画課

二　サービス運営課

三　図書館資料整備課

四　複写課

五　人文課

六　科学技術・経済課

七　政治史料課

八　音楽映像資料課

（サービス企画課）

第五十条　サービス企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　利用者サービス部の所掌事務の総合調整に関すること。

二　収集資料（第二十六条第八号に規定する電磁的資料を除く。）に係る図書館奉仕（議員閲覧室、議員研究室及び国会分館において提供するものを除く。第四号及び第五十三条第一号において同じ。）（複写を除く。）の企画に関すること（国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。

三　前号の図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。

四　電子情報等に係る図書館奉仕の企画及び当該図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。

五　特定の主題に関する情報の編集及び提供に関すること。